

平成29年度越谷市社会福祉審議会
第3回障害者福祉専門分科会及び第4回児童福祉専門分科会会議録

【会議概要】

1 日時：平成30年1月24日（水） 10時15分から11時50分まで

2 場所：市役所本庁舎5階第1委員会室

3 出席者等：

(1) 出席委員

①障害者福祉専門分科会委員（9名）

高野淑恵委員、佐藤勝委員、阿保裕子委員、佐藤浩二委員、岩本敏英委員、朝日雅也委員、猪股拓美委員、三田寺しず江委員、門間愛委員

②児童福祉専門分科会委員（8名）

佐藤勝委員、會田容子委員、渡辺寛子委員、中台正弘委員、遠藤和幸委員、長友祐三委員、櫻井慶一委員、久保信一委員

(2) 欠席委員

①障害者福祉専門分科会委員（8名）

松田繁三委員、岡野昌彦委員、小柳ユミ子委員、宮下昭宣委員、新美由美子委員、松村敦夫委員、市村洋子委員、瀬戸光子委員

②児童福祉専門分科会委員（7名）

松本實委員、竹村厚子委員、大村純一郎委員、大西孝一委員、鈴木実委員、市村洋子委員、清水孝代委員

(3) 事務局（19名）

立澤福祉部長、渡邊子ども家庭部長、島田福祉部地域包括ケア推進担当部長、小田福祉部副部長(兼)福祉推進課長、藤城子ども家庭部副部長(兼)青少年課長、山元障害福祉課長、関根子育て支援課長、福岡子育て支援課調整幹(兼)児童発達支援センター所長、西岡福祉推進課副課長、田中障害福祉課副課長、山崎障害福祉課副課長、中村子育て支援課副課長、小拔子育て支援課副課長、山田障害福祉課主幹、小林障害福祉課主幹、小西障害福祉課主幹、福田障害福祉課主幹、岩崎障害福祉課主事、萩谷障害福祉課主事

4 傍聴者：2名

5 次第

1 開会

2 議事

(1)協議事項

①第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画の最終案について

3 その他

4 閉会

6 会議資料

・ 次 第

・ **資料1** 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画
(最終案)

・ **資料2** 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画策定に係るパブリックコメント概要

・ **資料3** 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画(案)に対する意見要旨と市の考え方一覧

・ 越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会委員名簿

・ 越谷市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

・ 事務局職員一覧

・ 席次表

【内容】

1 開 会

司会より会議資料の確認が行われた。

開会時点では会議が成立するための出席人数を満たしていなかったが、交通機関の遅延等により到着していない委員から出席するとの連絡があったことから、障害者福祉専門分科会委員総数17名のうち9名が、児童福祉専門分科会委員総数15名のうち8名が出席される見込であったため、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議が成立する旨の報告があった。

——朝日雅也分科会長あいさつ——

朝日 雅也 委員 : おはようございます。朝日でございます。時間も押しておりますので、簡単に一言だけあいさつさせていただきます。

今日の開催にも影響を与えている降雪ですが、雪が降ったあと、例えば障がいのある方が車椅子でどのように移動しているのか、障がいのあるお子さんが急に公共交通機関が止まったときにどのようにその情報を理解し対応しているのか、自分が利用する交通機関がまずは心配かもしれませんが、そういったことを想起できることをこの両計画がその基盤をつくっていく足掛かりになればよいかと思っております。いよいよ両計画の最終段階でございますので、忌憚のないご意見を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

朝日雅也障害者福祉専門分科会長が議長として議事進行を行った。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、承認された。

——傍聴者の入室——

2 議 事

(1) 協議事項

①第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画の最終案について

議 長 : 本日の議事は「第5期越谷市障がい福祉計画及び第1期越谷市障がい児福祉計画の最終案について」の協議事項となっております。

協議の進め方についてですが、パブリックコメントでのご意見などを踏まえて修正をしていただいた計画案について、変わった点を事務局からご説明いただき、その後章ごとに皆様からご意見を伺うというかたちで進めてまいります。

なお、冒頭に事務局からご案内がありましたように、遅延でまだ到着されていない委員の方がいらっしゃいますけれども、議決の段階ではその状況を踏まえまして、定足数

を満たした上で議決してまいりたいと思います。二段構えになりますが、まずは資料の説明を進めていただきまして、その後お揃いの段階で議決の部分について進めていきたいと考えております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

事務局：《資料に基づき説明》

資料1 第5期越谷市障がい福祉計画・第1期越谷市障がい児福祉計画
(最終案)

議長：ありがとうございます。便宜的に章ごとに区分けしまして、ご質問ご意見をいただきたいと思います。冒頭お話ししましたように、この案で当両分科会として確認をするという決議にあたる部分は最後にまとめてさせていただきたいと思いますので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

それでは、お手元の**資料1**の「第1章 計画の策定にあたって」の部分です。こちらは先ほどお話がございましたように、パブリックコメントでのご意見を踏まえ、修正していただいています。1ページから4ページの部分ですが、こちらにつきまして、委員の皆様方からご質問ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。もう一度最後に総ざらいしますので、お気付きの点があればその際でも結構でございますので、進めてまいりたいと思います。

それでは、5ページからの「第2章 計画の目標」についてでございます。同様にご質問ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員： 前回も感想を述べた記憶があるのですが、全体的に障がい児に対するフォーカスが非常に低い気がいたしました。

今回修正された8ページの②で、「障がい児の早期発見」等の言葉は削除されたということでした。

テレビで学習障がいに関する特集をやっている、もちろん専門の方はご存じかと思いますが、例えば算数など特定の何かができない障がいです。皆さんのように専門的

な方ではなく、学校の先生の学習障がいについての理解が進んでいないのではないかとこの特集を見ていて思いました。私もよくわかっていないところがあります。ある学習障がいといわれ、文章は書けないのですがワープロは打てるという子どもが算数ができなくても入れる大学に入っていて、その方が小学校の頃の全部青で「×」とついている答案用紙をお持ちになっていたのを見て、そのような発達障がい、学習障がいがかような人でかような接し方をしてあげなければいけないのだということを障がい専門の先生方だけではなくて、そのほかの先生も理解することが大事ではないかと私は思っています。

そのような観点から「早期発見」という言葉が妥当なのかどうかは別にして、障がいに対する理解、理解というのはある程度知識がないとできないので、そういったことが必要だろうと思っていたので、「早期発見」という言葉が削除されるとそのようなニュアンスがほとんど消えてしまうのではないかと心配しています。

また、保育所までの方についての記述はかなりあるのですが、小学校・中学校に通う方に関する記述がほとんどありません。学習障がいは小学校ぐらいで特に顕著になって、小学校・中学校でつらい思いをされるという方が多いという話を聞いたので、細かく文章を増やせばいいという問題ではないと思いますが、その点を少し配慮されたらよいのではないかと思います。

議 長 : ありがとうございます。関連するご質問ご意見等がございますか。ただいま表現が適切かどうかというご意見もございました。障がいあるいは支援の必要性の気付きは早いほうがもちろんよいと思うのですが、「障がい児」を発見するのではなくて、「障がい」を発見するというところで、このパブリックコメントでのご意見の趣旨もそこだけに着目すると極めて診断的な要素が強くなってしまうということも含めてだと思っております。「早期から支援をしていく」、「必要どころにきちんと理解したり、手を差し伸べていく」という表現になったのかなと私は理解しております。

後段の部分は、これはご指摘のとおりだと思うのですが、

これが障がい児福祉計画という性格からするとライフステージに応じて必要な支援をしていくということで、当然保育所にとどまらず学校も重要な舞台になると思いますが、障がい児福祉計画という性格上、そのあたりが強く出されているのではないかと理解したところです。事務局から回答という点で何かありましたら、お願いいたします。

委員： 議長がおっしゃいましたけれども、障がい児の定義は18歳未満の方ですよね。幼稚園・保育園に通う方だけではなく小学校・中学校・高校に通う方は基本的に全て対象になります。

議長： 入っています。その上で、福祉と教育を分けるつもりはないのですが、これは障がい児福祉計画という点で、おのずとどちらを基盤にするかという福祉サービスが基盤にならざるを得ないという性格付けなのだと理解しています。

事務局： 今回このようなご意見をいただきまして、議長がおっしゃるとおり、障がい児を発見するわけではなく、障がいという状況を発見するというところで、この「障がい児の早期の発見」という言葉を削除させていただきました。

現実には保護者の方から、お子さまの状態を見て、これはもしかしたら障がいがあるのではないかとということで相談があった場合につきましては、例えば保健センター等に相談していただいて、療育のサービスをできるようにこちらのほうで支給決定をして、早期にその障がいについて支援できるように、市として対応しています。

議長： ありがとうございます。いかがでしょうか。ご趣旨は全体で理解しながら、表現としてはこのようなかたちにとことごとご理解をいただければと思います。他はいかがでしょうか。

委員： 今のご意見は、教育に対して、より充実した支援が必要だという課題意識を踏まえたご発言で大変心強く思います。
資料1の8ページの(3)の②に修正が入った「ともに

育ちともに学び合うための支援が円滑に引き継がれることも含め」というところですが、福祉の充実ということで、前回の会議においてもお話ししましたが、例えばサポート手帳、あるいは通常の学級における支援の充実が今とても大事にされてきていますが、それがこのような表現につながってきていると実感しております。私はこのような修正がされて計画ができてくることは、教育の立場として、大変ありがたいと感じています。

委員： 文言に対する修正等の意見ではないのですが、7ページの「基本目標」のグループホーム等の充実で、私が経験したことを申し上げたいと思います。

成年後見人としてお世話させていただいている方が、急にお父さんが入院になりまして、お母さんのほうは認知症が重いということで介護施設に入られました。ご本人は知的障がいのある方で施設入所を考えていたのですが、ショートステイを体験して、グループホームが11月に越谷市内にオープンし、結果的に心配なく、今はそのグループホームに入られながら日中は作業所に通っています。

私たちは、他の関係機関も、失礼ながら、この方は重度の知的障がいがありますので、入所施設でないと生活していくのは難しいだろうと思っていました。ところが、ご本人が作業所から帰ると温かいご飯がいつも出てきたり、お風呂も沸かしてもらっていたり、お正月はちょっと心配したのですが、管理人さんたちがとてもきめ細やかに支援していらっしゃいます。本当に心配をしなくてもよいという結果で、グループホームは本当に大事だなと最近痛感しました。

議長： 身近な事例をありがとうございました。今のご発言の内容は、最後の「第4章 計画の実現に向けて」というところにも関わってくるかもしれません。その他、第2章の関係でご意見ご質問等はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この点についてはこの段階でご確認いただいたということで進めさせていただきます。

続きまして「第3章 サービスの見込量と見込量確保の

ための方策」についてでございます。こちらにつきまして
も同様に委員の皆様方からご質問ご意見をいただければと
思います。よろしく申し上げます。

このあたりからパブリックコメントでは、ご意見に対し
て、理解はするけれども、それぞれの理由で表現の修正と
いう点までは至らなかったという項目が出てまいります。
あわせて、それらを踏まえて、さらに委員の皆様方からご
意見等がございましたらお願いいたします。

委員： 何度も同じようなことを言って申し訳ありません。「3.
「障がい児支援」の見込量と見込量確保のための方策」に
ついては4ページにわたって書かれております。今の段階
で、これを修正してほしいというつもりは全くないのです
が、一読しておわかりになるとおり、ほとんどが保育園や
幼稚園に通う方が対象で、一部小学生の放課後の支援に関
する記述だという感じがします。先ほど申し上げた発達障
がいや学習障がいの方は、小学校だけではなく、中学校で
もずっといじめに遭っていたとおっしゃってました。こん
なことを言うと学校関係の方に申し訳ないのですが、先生
を含めて理解してくれなかったと言う方もいるので、障が
い児というのは18歳未満の障がいのある方全てなんだと
いうことを1行でも書くなどの検討をいただけたらよいか
と思います。

議長： 関連するご意見やご質問はございますか。もう1つの障
がい者計画の場合には障がい児も含めて福祉のみならず、
教育、労働、環境、市民の意識、すべて網羅されていると
理解しておりますが、そこと今回ご意見をいただいたよう
に障がい児福祉計画においても、18歳未満の障がいのある
子どもたちへの福祉支援について、わかりやすく表され
るとよいのではないかというご趣旨だと思います。事務局
からいかがでしょうか。何かございましたらお願いいたし
ます。

事務局： 障がい児の表現につきましては、今回の計画の「目次」
の裏のページに障がい児の年齢について記載をさせていた

だいております。「障がい者」につきましては18歳以上の障がい者の方を、「障がい児」につきましては18歳未満の障がい児の方を、この言葉で表現させていただいておりますので、あえて計画全体の中で、もしくはその見込みの中で18歳未満であるということは記載させていただいておりませんので、ご理解をいただければと思います。

委員： そういう意識を持っていただければよいなと思います。

委員： 資料3のパブリックコメントの意見No. 12ですが、反映させたらよいのではないかと思います。今、私は介助派遣の事業所で働いています。私は、見た目でなんでもできるのではないかという印象を持たれることがあり、最初に働いた事業所でもそのようなイメージで見られました。しかし、少し難しい言葉や言い回しをされたり、複雑な作業を1個2個と頼まれていくと混乱して、どうすればよいかわからなくなることもありました。そのため、最初の職場を一度辞めることになりました。そのあとも定時制高校に通う中で訪問介護で入っていた方の紹介で知り合いの事業所で働いてみたりしましたが、それも職場の状況やマッチングなどがなかなかうまくいかずに悩んできました。

このパブリックコメントの意見に盛り込まれているような地域適応支援事業に参加してみて、そこでまた仕事のことを知ったり経験したり、また知り合いの方に仕事のやり方を教えてもらったり、さまざまな経験を積み重ねました。それを一番最初に働いた職場もずっと見ていてくれました。その中で「もう一度うちに来て仕事をしませんか」という話をいただき、今お金をもらって働いています。一番最初の職場と最初からうまくいきませんでした。失敗して、お互い何がよくなかったのかを考え、その経験から、お互い成長をしたり体制を整えながら、ようやくそれがマッチングして進めていけるわけであって、やはり出会いや経験を積み重ねる機会というのはすごく大事だったのだなと思います。

今でしたら、ネットワークや活動もあり、実際に市として取り組んでいることでもありますから、この12番の意

見を反映することは別に何も問題ないのではないかと思います。

議 長 : はい、どうもありがとうございました。まとめますと、パブリックコメントの12番のご意見の趣旨をやはりくみ入れるべきではないかというご意見をいただきました。ここは修正をしないということでしたので、それを踏まえまして事務局からお願いしたいと思います。

事 務 局 : この12番のご意見についてでございますが、障がい者福祉に関する計画には「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の2つがございます。今年度策定しておりますのが「障がい福祉計画」で、こちらは国の基本指針に基づいて、各市町村で策定するもので、この計画の項目立てについてはあくまでも日中活動系サービスの見込量を確保するための方策というところで、今回事業所の設置など受け皿を確保するための方策を記載しております。

ご意見につきましては、「地域に開かれた活動や働く場の確保」ということで、その基本指針がございます必要見込量の確保策というより、日中活動系サービスにおける活動や働く場の確保についての記載をしてほしいというご意見になるかと考えますので、最終案のと通りの記述とさせていただきます。

あくまでも、この障がい福祉計画の中に記述していないものは市として実施しないということではございません。障害者基本法に基づいて策定している平成28年度から32年度までの5年間の「第4次越谷市障がい者計画」がございまして、こちらで障がい者施策全体についてお示ししております。働く場の確保等につきましては、障がい者計画で記述させていただきますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 : あらためて確認をすると、決してご提案の部分をこの障がい福祉計画に書き込まないから、そのような事業を実施しないということではないということです。もともと就労の部分は非常に難しいところがあり、雇用・就業でまとめ

ておりますので、日中活動の1つの福祉サービスの充実のためにその枠組みを使うということと、障がい者計画の「雇用・就業の確保」のところとどのようにリンクしていくかという、計画同士の関連性をきちんとしないと、宙に浮いてしまうというところがあると思います。今の事務局の説明で、それは実行レベルできちんとやっていきますということでありますので、それを確認するということがいかがでしょうか。ありがとうございました。

委員：意見ですが、自治体の特性というものがあると思います。越谷市でも地区の中で年齢構成などの特性を踏まえ、細かく方針というものも決まっていくかと思います。中核市の越谷市として発信していくということも大事ではないかと思います。国の方針が出るまで待つというお考えかもしれませんが、それぞれの自治体の状況は高齢化が早かったり、子どもが多かったりという、いろいろな特性があると思います。やはり国の方向性を待つ前に、越谷市ではどうしていくのかということ積極的に考えていただきたいと思います。他の中核市に遅れをとらないでほしいというのが市民の気持ちでありますので、個人的な感想ですが、ぜひそのあたりを反映していただければと思います。

議長：ただいまのご発言は、全体に関わる姿勢についてでしょうか。それとも計画の目標についての特定な部分に関連するところでしょうか。

委員：先ほど事務局からのご回答の中に「国の指針が」というお言葉があったので、全体的なお話として発言させていただきました。

議長：全体的な姿勢というところでご意見をいただきました。他にいかがですか。

委員：17ページの「障害福祉サービス等の一覧」に「児童発達支援」という言葉がございます。先ほどから児童の発達支援に関してご意見が出ておりますが、経験上、児童の支

援というのは学校だけではなく家庭と一体となっていないと支援が進んでいかないものだと心得ております。

例えば障がいがあると判定されたお子さんに関しては、ご両親の決断や知識がある程度前向きに出てきているものだと思うのですが、そこからこぼれてしまっている子どもたちがたくさんいます。自分の子どもの障がいと向き合えないまま小学校をむかえてしまったりする場合、障がいのあるお子さんに対してどのように支援をしていくのかというのは非常に難しい課題になります。例えば学校の先生が自分の担任している子どもに障がいのおそれがあると思ったときに、そのことを親に話すということは、とても難しい話です。親が大変に怒った場合に訴訟問題など取り返しのつかないことになるので、学校側は非常に慎重になります。そのときにかわいそうなのは、全くケアも受けられないまま小学校、中学校と進んでいってしまうお子さんであって、一番大事な小学校、中学校の時代をどのように子どもたちを福祉の中に取り入れるかということを考えていく必要があるのではないかと、まず1点考えます。

2点目ですが、居住系サービスのところにも、共同生活援助というグループホームについての記述がございます。「援助」と書いてある以上は、具体的な援助が欲しいというのが本音でございます。それはやはり金銭的な話になるので、予算というものが出てくる以上は仕方がないことだと思います。しかし、昨日テレビを見ておりましたら、市長が出演しておりました小中学校にエアコンを全部付けて、20億円かかりましたというニュースを見ました。勉強しやすい環境が整うということでよいことと思いますが、学校だけではなく、普通に生活のできない障がい者の支援に関しても予算づけをしてほしいなと思います。

横浜市はグループホームに関して横浜市単独で1万円の補助をつけております。兵庫県たつの市ではグループホームの利用料の半額を市で援助しているという話を聞きました。そこまではいかなくとも、やはり中核市としての特徴を出す意味でも、越谷市としての障がい福祉計画に対する一つの方向性を持っていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 : ありがとうございます。ただいまのご発言は、具体的な計画の文言や項目ではなく、それを実施する上での基本的な姿勢を求めるという理解でよろしいでしょうか。両委員さんのご発言は、計画を実施する上での市としての取り組みの姿勢に関わる場所ですので、もしこの段階で事務局から何かございましたら、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局 : 障がい福祉計画はこの17ページに掲げている障害福祉サービスなどの国の基準に沿ったサービスの一覧に対して越谷市はどのように進めていくのかということを取りまとめる実施計画のような位置づけでございます。中核市になった上での福祉行政の考え方というのは、まず総合振興計画という市の上位計画があります。例えば福祉とか教育とか生活環境など、越谷市が力を入れるべき施策は何であるかについて、5千人からアンケートにてご意見を伺いながら、どこに力点を置くかということを経済振興計画の中で示しました。

その1つのジャンルとして福祉行政があって、今後地域福祉計画もまとめていきますが、さらにその中に障がい者計画がございます。先ほど申しましたように、この障がい福祉計画にはない障がい福祉の基本的な考え方を障がい者計画に載せていくという2層の計画に則って施策を進めております。この障がい者計画を進めるにあたって、当事者へのアンケートなどを通して、今越谷市として進めていく施策は何ですか、何にお困りですかということも含めて集約し、具体的に越谷市の障がいのある方の現状に合った施策はなにかということを経済振興計画しながら進めていくというやり方をとっています。

今後の越谷市の例えば障害者手帳の所持者、今問題となっております障がい者が高齢者になる、高齢障がい者という方々がどのようなことで生活においてお困りになるのか、あるいはその人たちの生活において何が必要なのか、どのような支援が必要なのかということは、越谷市の地域特性として、データとも突き合わせながら、また当事者の具体

的なご意見をいただきながら、障がい者計画をまとめてきています。今日ご審議いただいているのは、その基本計画をどのように量的に確保していくのかという位置づけの実行計画でございますので、計画の役割分担をさせていただきたいと思います。この計画がすべての障がい者施策を網羅するような計画という位置づけではないということで、ご理解いただきたいと思います。

中核市に関しては、3年前に移行して、実際に福祉行政の中で権限移譲が大胆に行われました。施設の指定権限、社会福祉法人の認可の権限などの大きな権限が下りてきますので、一番大切なのはこれをしっかりと行うことで、基本的にはその基準を満たしているかどうか、あるいは社会福祉法人の認可の場合には適切かどうかという審査も越谷市が実行していきます。これについては地域の実情に応じた、あるいは基準を満たしたサービスをしっかりとやっていただいているのかどうかを監査機能を強化し、全体の福祉水準の一定程度の確保、あるいはそれよりもよい水準で実行できるように進めておりますので、これは中核市に移行した越谷市のよさであります。中核市に移行して3年経ちましたので、これからはまた少しずつ中核市になった特性を活かして進めていきたいと考えております。基本的な考え方はそのように整理させていただきます。

議 長 : サービス供給の実行計画というところを踏まえながら、例えばグループホームのところで、今度は金銭的な支援の枠組みを想定するかどうかについては何かございますか。

事 務 局 : ご意見にもございましたように、他のサービスも充実をしていかなければいけないわけですが、越谷市として、やはり今後の障害福祉サービスのうち特に重点的に充実していかなければいけないと思っているのはグループホームとショートステイです。グループホーム、ショートステイは国の位置づけにもありますが、越谷市の実態として、不足しているところまでではありませんが、さらに拡充していかなければならないサービスであると考えています。グループホームにつきましては、以前からご指摘、ご意

見をいただいております、私どもなりにグループホームに関する調査を内々的には行っております。現状としては、まだそれが実を結ぶかたちで制度としては実施ができていないところがございますが、それを実現するためにさらに調査して、市として公平性、妥当性も確保しながらでないと、制度としては進めていけないという状況にあります。

1万円の助成というのは、法定の利用者の家賃助成の1万円のお話かと思いますが、それにつきましては、越谷市でも支給はさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。ただ、今の法制度ですとご本人の所得税が非課税、市民税が非課税ということですので、基本的には1割負担がさらに減額されて利用料は0円になっていきますので、たつの市の利用料半額の助成というお話は、実費の部分の話になるかと思っておりますが、このことについてはまだ検討しておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 : それでは、両委員さんとも計画実施にあたっての基本的な姿勢をあらためて問うていただいて、現時点での越谷市としての考え方を説明いただいたということで進めてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

委 員 : 今、中核市になっての市独自の取組みというお話がありましたので、直接この計画の直下のものではなく教育委員会になりますが、ひとつの例としてスクールソーシャルワーカーという制度があります。教育センターに所属していて、課題のあるお子さんあるいはご家庭を支援するために、学校と家庭、地域、関係機関等を取り結んでいただく、スクールソーシャルワーカーという職がございます。今3名、市にはいらっしゃっていて、私もよくお世話になっているのですが、実は中核市移行前は県の事業として行っていて、越谷市には2名の配置でした。これが中核市になり、市で独自に運用することになった際に、3名に増やすということが実現しています。これは中核市移行と同時に2名から3名になっていますので、ここは学校の立場から見ると中核市になって目に見えて支援を厚くしていただいたな

と感じているところです。福祉に直接つながっているところで大変ありがたく思っております。

委員： これまでも出てきているかと思いますが、特に障がい児支援について、第3章の後半のところにございますが、基本的には考え方として今、事務局からの話がありまして、実施計画レベルのという話だったのですが、特に41ページの「(4) 障害児相談支援」の「(4) - 3 見込量確保のための方策」ということで、まさに最初のところに書かれていたように、今後の支援というのは地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携によって進めていくという考え方が書いてあって、ここに具体的な方策について書いてあります。

ただ、この部分が「質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります」という表記でとどまっていて、具体的にどのように実施するのかという表記が何もありません。実施計画という観点から、特に課題になっていた教育との連携をどのように図るかということです。相談支援も含めて、今スクールソーシャルワーカーの話が出ました。私もスクールソーシャルワークの支援ということで特別支援学校に行って研修をしたりするのですが、その中で教員のニーズとしてあるのはやはり家庭での問題です。それを抱えている人たちが大変多いということで、それを学校側で対策をするというのは難しいところで、そこでスクールソーシャルワーカーが非常に重要だというお話が出てくるのです。

スクールソーシャルワーカーはご存じのように社会福祉士などの資格を持った福祉の立場からの視点がありますので、この中にも福祉との連携あるいは教育との連携を誰が主体となって、そして具体的にどのように進めるのかについて、書き込まれたほうがよろしいのではないかと思います。

議長： 関連するご発言はございますか。それでは、関係機関、連携体制をもう少し具体的にイメージできるような書き込みが必要ではないかというご趣旨だと思いますが、事務局

はいかがでしょうか。

事務局： 現実には、県立の越谷西特別支援学校や越谷特別支援学校と定例的に何か問題がないかということで協議の場を設けております。また、課題がある障がいのあるお子さまにつきましては、そのケース会議等を積極的に開いて支援しています。今回この計画には記載はしておりませんが、今後も積極的にそのような支援をしていこうと思っておりますのでご理解いただければと思います。

委員： 今のお話の支援に関してですが、母親という立場からしまして、越谷市の中に一括して相談をする場所がないという意見が母親たちの中から出てきています。今のスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センターというのは障がいがあるとお医者様から言われた子たちに対する支援の枠組みです。その前の段階の相談する場所がありません。

学校に行ってからわかる子もいれば、親がもしかしたら子どもに障がいがあるのではないかと思うけれども、病院に行くほどではないだろう、病院に行くのはちょっと恥ずかしい、病院はどこに行ったらいいのかわからないと思われる親御さんもいらっしゃいます。また、そのようなところに行って障がいがあるとされてしまうと、自分は働かなければいけないのに休まなければいけなくなったときに大変だということで、そのままなかったようにしてしまい、学校にすべて任せてしまうという親御さんもいることは事実です。

そこで学校に関する意見が多くなってしまって大変だと思うのですが、例えば障がいがあるとわかったとしても、一般の教室で一般の教育を受けさせたいという親御さんもいます。考え方は十人十色で、障がいのある、なしも黒白で分かれるのではなく、いわゆるグレーと言われるような子もいて、それを一つひとつ対応するのは大変だと思うのですが、それをどこかで親から相談できるような場所をつくってほしいと思います。例えば幼稚園で何か問題が起こったときに福祉課に相談をしたら、幼稚園は違うからと言われて県に電話するということが実際に起こっています。

どこか18歳未満の児童に関することであれば1箇所ワンストップで相談できるような場所をつくっていただきたいというのが親としての意見です。

議 長 : ありがとうございます。ご意見を総括すると、ここは、41ページはあくまでも障害児相談支援の事業を福祉サービスとして拡充していくということになりますので、ご意見のように、関係機関の中でも必要に応じてそこが第一義的なワンストップの窓口になるということもありますので、そのあたりも含めてやはりお二方に共通するのは関係機関や提供体制というところで、もう少しイメージが具体的にわかるように工夫したらどうかということだと思います。この点についていかがでしょうか。少し工夫の余地がありますか。

事務局 : 今の相談する場所についてですが、保健センター、児童発達支援センター、それから子育て支援課でもそのようなご相談はお受けしているのですが、どこに相談したらいいかわからないというご指摘もあり、周知がうまく図られていないところがあると思います。今後越谷市でも、子育て世代包括支援センターという最初の窓口の設置に向けて、今、準備を進めているところです。それができたらそのような相談を一手にお引き受けできるようにしてまいりたいと考えております。できる限り早く設置できるように準備を進めてまいりますのでご理解賜りたいと存じます。

議 長 : これからの事業も期待できるわけですが、この計画の段階では両委員さんに共通するのは、例えば教育や医療など、そういうところを具体的な例示として挙げていただくことによって、この障害児相談支援の充実、そこが支援の提供体制としての構築につながっていくということだと思います。この点についてさらにご意見を踏まえて、今、直接の文言の修正は難しいと思いますが、共通するご意見が出ましたので、そこはご検討いただくということによろしいですか。

事務局： 文言につきましても検討してまいりたいと考えており
ます。

議長： 両委員さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。
では、第3章についてはまとめさせていただきまし
て、最後の「第4章 計画の実現に向けて」についてご質
問ご意見をいただきたいと思います。中核市としての取組
みに関しては先ほどもご意見がありました、「中核市とし
ての」というところがここに実際に示されています。委員
の皆様方がでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、交通機関の関係等で遅延された委員の
方にはまだお伝えしきれてなかったのですけれども、冒頭
にお話ししましたように、本日の会議は第5期障がい福祉
計画・第1期障がい児福祉計画策定の最終段階での当両専
門分科会の合同専門分科会としての最終の協議となります
ので、今ご説明いただいたところを踏まえて、これを当合
同専門分科会として了承するというところでお諮りする必
要がございます。

今、最後のところの表現を工夫ということがございました
が、特に文言で大きく変更を求めるご意見はなかったよ
うに理解しております。全体を振り返りまして結構です
が、もしご発言がございましたらお願いしたいと思いま
すが、いかがでしょうか。

委員： 全体的な中での感想というか意見ですが、就労継続支援
A型やB型事業所が増えることは、ある意味で受け皿が増
えるということで大変前進なのかもしれないのですけれど
も、受け皿がたくさんあるが故に、また別の選別が始まる
可能性があるということも頭の隅に置いておいていただき
たいと思います。

受け皿が増えれば、例えば特別支援学校から次にどこへ
進むかというときに、もちろんその子の希望もあると思
います。しかし、「あなたはどこそこね」とすることによっ
て、受け皿が多くなり、選択肢が増えるが故に、かえっ
て社会と触れ合う機会を奪っていかないだろうかという
こともひとつ頭の隅に置いておいていただきたいと思
います。

それと、就労継続支援A型事業所閉鎖の問題は各地で、顕在化しています。事業所を多くつくることはよいことですが、元を取ったから閉じてしまうなどのことが頻発しないように良質なものに指定を出してほしいと思っております。

議長：ありがとうございます。ご発言の趣旨は、今、サービス量の見込みということで量的な側面から計画が立案され実施されようとしておりますが、そこに質的な部分でのフォローアップを徹底してほしいということでした。

委員：全体の感想、意見ということでお願いします。児童相談所では、18歳未満の児童に対する療育手帳、知的障がいのある児童へのサービスを円滑に進めるための手帳の判定を行っております。18歳以上の方は上尾にありますリハビリセンターになります。

この巻末の資料、48ページに「表5-2 療育手帳所持者数の推移」がございます。児・者ともに、平成25年から28年の前年度までを見ますと非常に増えています。知的障がいのあると認められている大人の方やお子さんが増えています。さらに、今日話題に出ましたが、実は知的障がいがあるのではないかとということで児童相談所においていただいて、さまざまな検査等の結果、知的障がいには該当しない、いわゆる発達障がいのあるお子さんが非常に増えてきて、これは全体的には非常に増えている状況です。

そういう意味では、今日、議論に出ましたが、障がいのある子ども、あるいは障がいがあるかもしれない発達に課題のある子どもについて、障がいの有無にかかわらず、早期から支援ができる体制を確保していくことが一番重要かと思えます。

余談ですが、手帳の申請は中学校3年生が非常に増えます。普通の高校ではなかなかついていけないが、特別支援学校高等部を受験するには、診断もしくは、知的障がいがあるということの手帳がないと受験資格がないということで増えています。そこでなかなか手帳が取れないお子さんがいます。

そういう意味で言うと、やはり今日の議題にありましたように、小さいときからその子どもの発達課題について、あるいは学童期を通じて、皆が拾い上げていくような支援が必要だということを日々実感しております。

そういう意味で、最後に事務局さんから妊娠期から子育て世代、学童期も含めて、児童期全般にわたって総合的にワンストップに受け止めて継続的に支援をする子育て世代包括支援センターをご検討いただいているという話があったことは、大変心強く思いますし、障がいの有無にかかわらず、子どもの健やかな成長を支援していくのが越谷市としての重要な課題であることを認識させていただいて大変よかったですと思います。

委員： 今「療育手帳所持者数の推移」というページが出ておりますので、よかったですなと思っています。発達障がいは今、大変増えています。障がいの多様化というのは昔から言われているのですが、そこに発達障がいというものが入りました。それは今研究が大変進んでいてよいのですが、また増えているのが強度行動障がいです。これは手帳の段階にまるで関係なく、かなり認知能力が高い方や最重度の方でも強度行動障がいを持っていらっしゃいます。そういった方を事業所が受け入れたときに、現場の職員もどうしてよいかわからないという状態があります。できたら越谷市で強度行動障がいに関する研修会を行っていただけたらありがたいと思います。

施設の職員の研修の場所というのが、県が行っている新人研修など年数で区切られたものが多いです。強度行動障がいは今うちの施設にも何名かおりますが、本当に手探りの状態で、1人ひとりに特別な支援が必要です。そういった研修をやっていただけたら、大変ありがたいと思いますので意見として申し上げました。よろしく願いいたします。

議長： ありがとうございます。そのほかは、よろしいでしょうか。そうしましたら皆様方にこの案を確認させていただきたいと思います。

まず、今日の議論を総括しますと、1つ目は障がい福祉計画と障がい児福祉計画が初めて一体化してつくられることとなりますので、そういう意味ではそこから漏れる対象となる人がいないように十分に留意していただきたいということ、2つ目として、上位計画にもなります、これは者も児も含めてであります、障がい者計画との連動をきちんと明確化して、その上でこの両福祉計画の実効性を高めていただきたいということ、3つ目として、実施にあたっては中核市としての特質を活かす方向での施策の展開を期待したいということの3つに集約されると思います。その上で技術的な点では、先ほど議論になりました第3章の41ページの「障害児相談支援」の関係機関あるいは提供体制については、文言をもう少し具体的に工夫した上でまとめとしていただきたいということになると思います。

後段につきましては、今日どのような文言の修正をするのかをお答えいただくことは難しいと思いますので、大変僭越ながら副議長と議長に事務局からご報告いただくということで、ご一任をいただければ大変ありがたいと思います。こうした条件のもとで、皆様方、本日示されました両計画の最終案につきましてご了解いただくということでもよろしいでしょうか。

委員一同： 異議なし。

議長： どうもありがとうございました。それでは、議事として予定されていたものにつきましては終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。ご協力ありがとうございました。

3 その他

事務局より、今後の策定スケジュールとして、1月の31日に策定委員会を行い、2月中旬に政策会議に最終案をかけ、2月下旬頃の策定を予定しているという連絡があった。

4 閉会

櫻井 慶一 委員： 長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございました。初めに私もお詫び申し上げなければならぬのですが、この雪のせいにはいけないのでしょうかけれども、少し遅刻をしてしまいまして本当に申し訳ございませんでした。

児童福祉専門分科会は年度内にもう1回ありますが、今日の課題も、児童の関係の委員さんから本当にいろいろ具体的な問題が出されました。

関根課長さんから子育て世代包括支援センターのお話が出ました。ご存じのとおり、フィンランドですとこれをネウボラと言うのですが、すべての子どもたちがそこに行かずずっと継続的に見守っていくという支援を学校期を通じてやっていける体制の一步かと思います。

国の方向もそちらに今向かって、各市町村が一斉に走り出してきたわけですが、児童の分野ではそういったことも含めて、今日は学校の委員さんからもご指摘がありましたし、委員の皆さんがおっしゃっていますが、現場が正直言ってわからない。わからないということは私もよくわかります。親は戸惑うばかりなわけです。特別支援学校も含めて、先生方も必ずしも理解されていないということを痛感せざるを得なかった。そういう場面を何回か見ました。

これは新しい大きな課題で、早期発見という言葉の問題が今日は議論になりましたが、適切な支援がそれに伴っていないと、発見しただけでは意味がないとは言いませんが、薄れると思います。そういう意味では、今後、発見したならば適切な支援をしていける体制づくりをどう進めていったらよいのかがやはり大きな課題として、この分科会に出たと思います。

合同で、本当に短い期間でしたが、こうやって皆さんで議論できて、まだ入り口についたばかりな感じかもしれませんが、このような機会が持てただけでも今後のタネにさせていただいて、次からも同じようなものが、一本化したものが継続していくのだと思います。それは結果的に必ずよいものになっていくのだらうと私は思います。本当に時間

が限られた中で、いろいろなご協力をいただきましてありがとうございました。

平成29年度越谷市社会福祉審議会第3回障害者福祉専門分科会及び第4回児童福祉専門分科会を閉会